

6. 調査方法

6.1. 大気質

6.1.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う大気質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 調査内容

調査内容	
大気質の状況	・一般環境大気質の状況 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類及びアスベスト) ・沿道環境 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素)
気象の状況	・風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温・湿度
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.1-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は表 6.1-3 及び図 6.1-1 に示すとおりとする。

表 6.1-2 (1) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	調査
大気質の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	1.調査時期及び回数 年間の大気の代表する時期として4季	下記測定局の既存測定結果を過去5年分について収集、整理する。 [一般局] ・川口市南平 [自排局] ・川口市安行
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25、35号)に定める方法	2.調査地点 (1)一般環境大気質 対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。	2.調査期間 7日間連続	
	浮遊粒子状物質				
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年、環境省告示第33号)に定める方法	(2)沿道環境大気質 資材運搬等の車両及び		
	炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」(昭和52年、環大企第61号)に定める方法	ごみ収集車両の主要な走行経路上の4地点とする。		
	風向・風速	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」に定める方法	注 1)沿道環境大気質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、炭化水素、風向・風速のみとする。(炭化水素は沿道環境大気質のみ) 2)沿道環境大気質について、土地利用の状況等によって現地調査が実施できない場合においては、現況再現予測等により、可能な限り現況の把握に努める。		

表 6.1-2 (2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質の状況	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」(昭和63年、環境庁)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	1.調査時期及び回数 年間の大気の代表する時期として4季	下記測定局の既存測定結果を過去5年分について収集、整理する。 [一般局] ・川口市南平 [自排局] ・川口市安行
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年、環境庁告示第68号)に定める方法	2.調査地点 (1)一般環境大気質 対象事業実施区域内1地点及びその周囲の住宅地付近4地点とする。	2.調査期間 7日間連続	
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年、環境省)に定める方法			
	アスベスト	「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」(令和4年3月、環境省)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内4地点とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回 2.調査期間 3日間・各日4時間	既存施設についての資料の収集、整理による。

表 6.1-2 (3) 調査方法

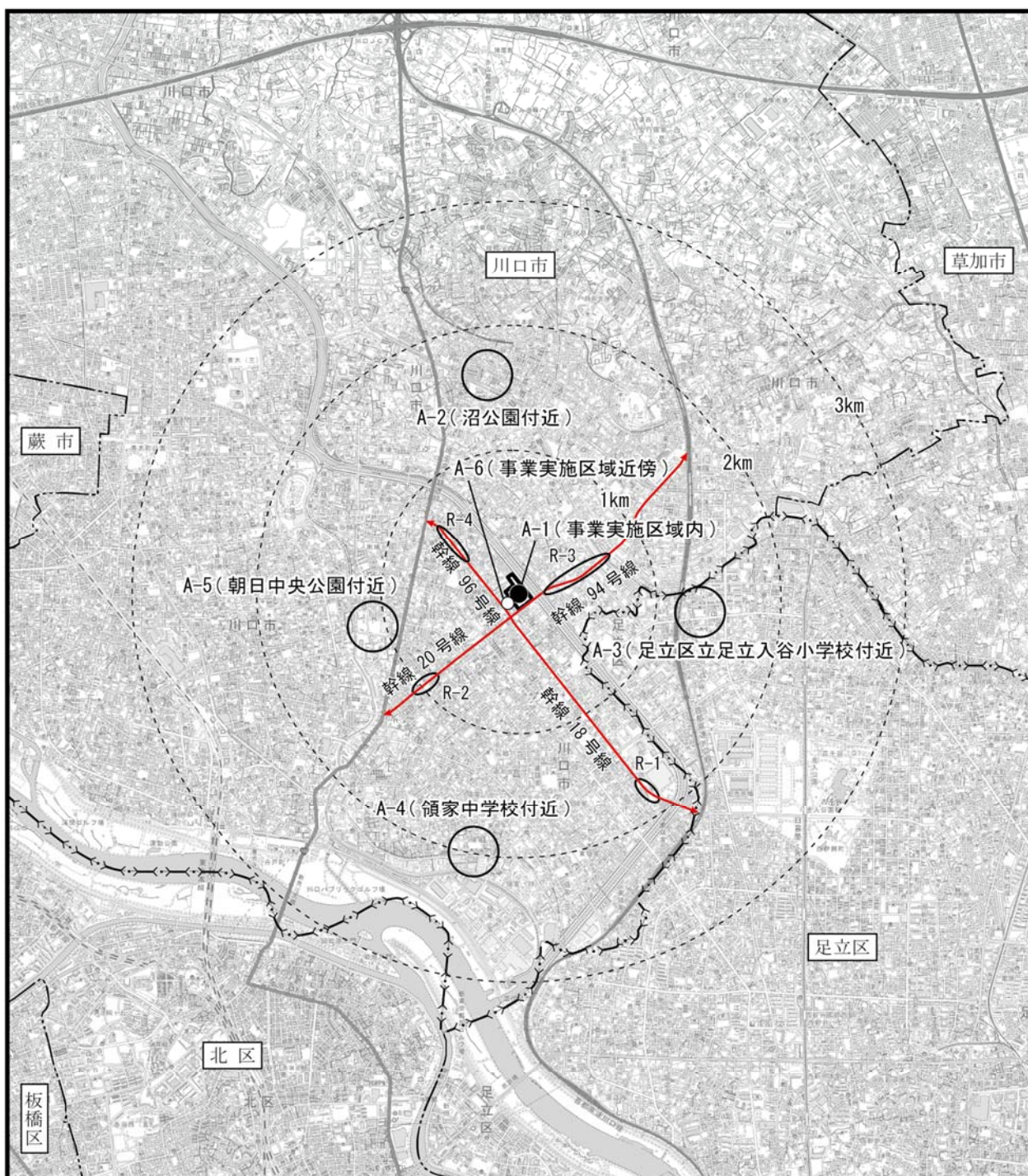
調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第6版」に定める方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2.調査地点 対象事業実施区域近傍1地点とする。	1.調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・越谷地域気象観測所(埼玉県県民健康福祉村)
	上層気象 ・風向・風速 ・気温	「高層気象観測指針」(平成16年、気象庁)に定める方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内1地点とする。	1.調査時期及び回数 年間の気象の状況を代表する時期として4季 2.調査期間 7日間連続(1日8回放球)	—

表 6.1-2 (4) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）・方向別にカウンターにて計測する方法 走行速度は、1 時間ごとに一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 事業の実施により沿道環境大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主	1.調査時期及び回数 平日（水曜日以外）及びプラスチック製容器包装の収集日である水曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6 時～翌 6 時（24時間）	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法	要な走行経路上の4地点とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1 回	
	大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 大気質の状況を同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1 回	
その他の事項	既存の発生源の状況				地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.1-3 調査地点

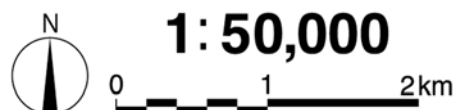
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
一般環境 大気質	A-1	対象事業実施区域内	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	A-2	対象事業実施区域の北側住宅地（川口市：沼公園付近）		対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。
	A-3	対象事業実施区域の東側住宅地（東京都足立区：足立区立足立入谷小学校付近）		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。
	A-4	対象事業実施区域の南側住宅地（川口市：領家中学校付近）		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	A-5	対象事業実施区域の西側住宅地（川口市：朝日中央公園付近）		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。
沿道環境 大気質	R-1	市道幹線第18号線沿道（南平工業団地通り）	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 微小粒子状物質 炭化水素 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	R-2	市道幹線第20号線沿道（あずま橋通り）		
	R-3	市道幹線第94号線沿道（あずま橋通り）		
	R-4	市道幹線第96号線沿道（南平工業団地通り）		
有害物質 大気質	AS-1	対象事業実施区域内	アスベスト	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
	AS-2			
	AS-3			
	AS-4			
地上気象	A-6	対象事業実施区域近傍	風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	対象事業実施区域の代表的な一般環境を把握する地点として選定する。
上層気象	A-1	対象事業実施区域内	風向・風速 気温	対象事業実施区域及びその周囲の代表的な上層気象を把握する地点として選定する。



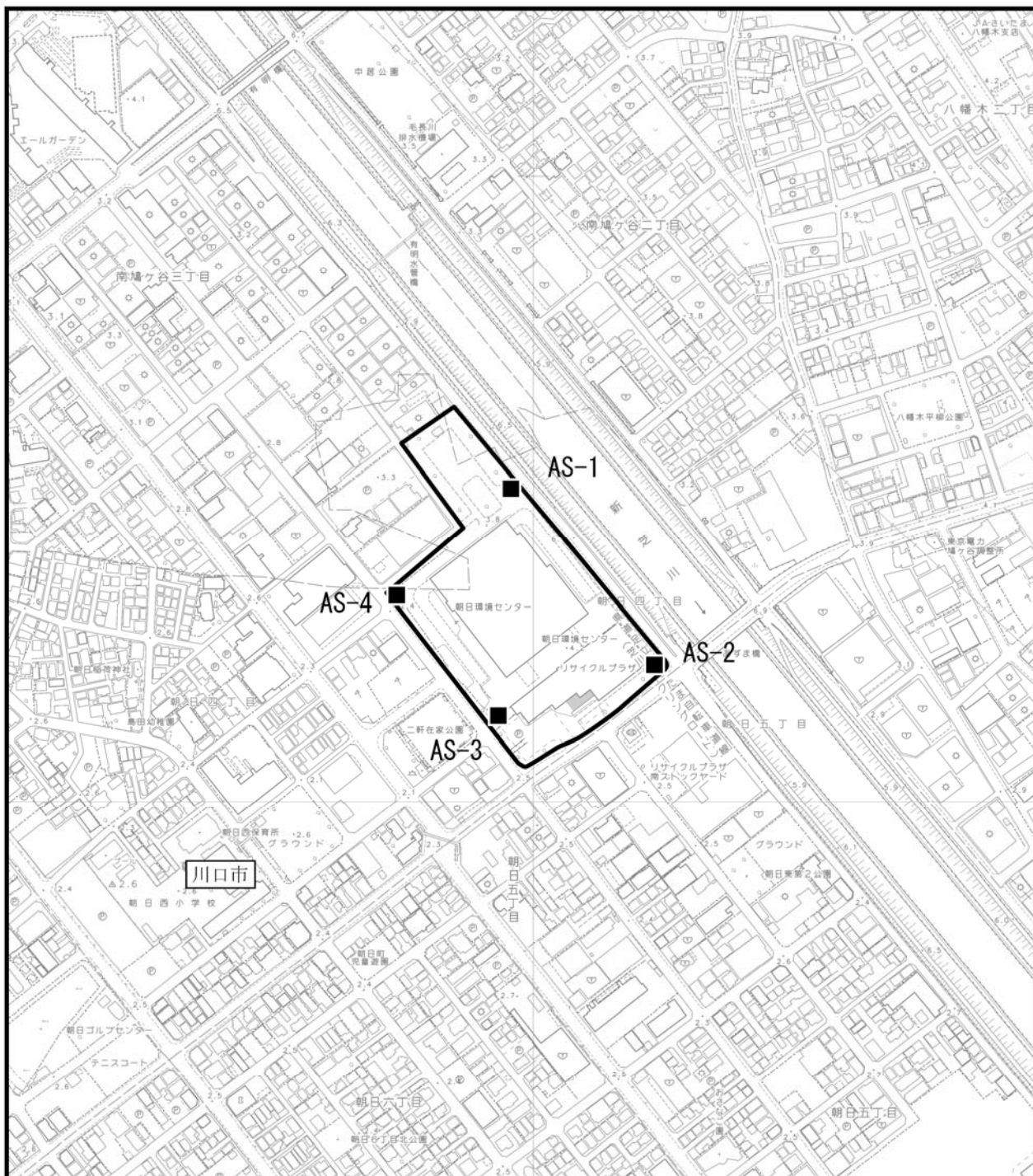
凡 例

図 6.1-1 (1) 大気質、気象の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 一般環境大気質調査地点、上層気象調査地点
- : 地上気象調査地点
- : 沿道環境大気質調査地点
- : 資材運搬等の車両、
ごみ収集車両等の主な走行ルート



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。



凡 例

図 6.1-1 (2) 大気質の現地調査地点

- : 対象事業実施区域
 : 大気質調査地点（アスベスト）



1:5,000

0 100 200m

この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。

6.1.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.1-4 に示すとおりである。

表 6.1-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素
	造成等の工事	アスベスト
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀
	自動車等の走行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.1-5 に示すとおりである。

表 6.1-5(1) 予測方法等

		予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数等を設定し、大気拡散式（ブルーム・パフ式等）に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し、大気拡散式（ブルーム・パフ式等）に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期
	造成等の工事	アスベスト	工事計画及び現地調査結果、並びに環境保全措置に基づき、定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 対象事業実施区域内とする。	既存施設の解体工事による環境負荷が最大となる時期

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

表 6.1-5(2) 予測方法等

		予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	新施設の煙突排ガス諸元を基に大気拡散式（プルーム・パフ式等）に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	新施設の供用後に想定されるごみ収集車両台数を設定し、大気拡散式（プルーム・パフ式等）に基づく理論計算を用いて定量的に予測する。 なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期

注)微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみ実施することとし、予測は実施しないこととする。

6.1.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.1-6 に示すとおりである。

表 6.1-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に基づく環境基準 ・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に基づく環境基準 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月、環大規第136号)における塩化水素の指針値 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)(平成15年7月、中環審第143号)」におけるガス状水銀の指針値 ・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月、中央公害対策審議会)」における非メタン炭化水素の指針値 ・「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年、厚生省・通商産業省令第一号)における特定粉じんの規制基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.1-7 に示すとおりである。

表 6.1-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置するほか、適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車、低燃費車及び九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ・資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 ・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、資材運搬等の車両出入口付近にて水洗いを行う。
存在・供用	施設の稼働	・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。 ・排出ガス処理設備を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	・ごみ収集車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後5時までの運行計画とする。 ・ごみ収集車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車、低燃費車及び九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ・ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.2. 騒音・低周波音

6.2.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う騒音・低周波音の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 調査内容

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	・ 環境騒音、道路交通騒音 ・ 低周波音（G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド）
道路交通の状況	・ 道路の構造、交通量等
音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・ 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況 ・ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.2-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は表 6.2-3 及び図 6.2-1 に示すとおりとする。

表 6.2-2(1) 調査方法

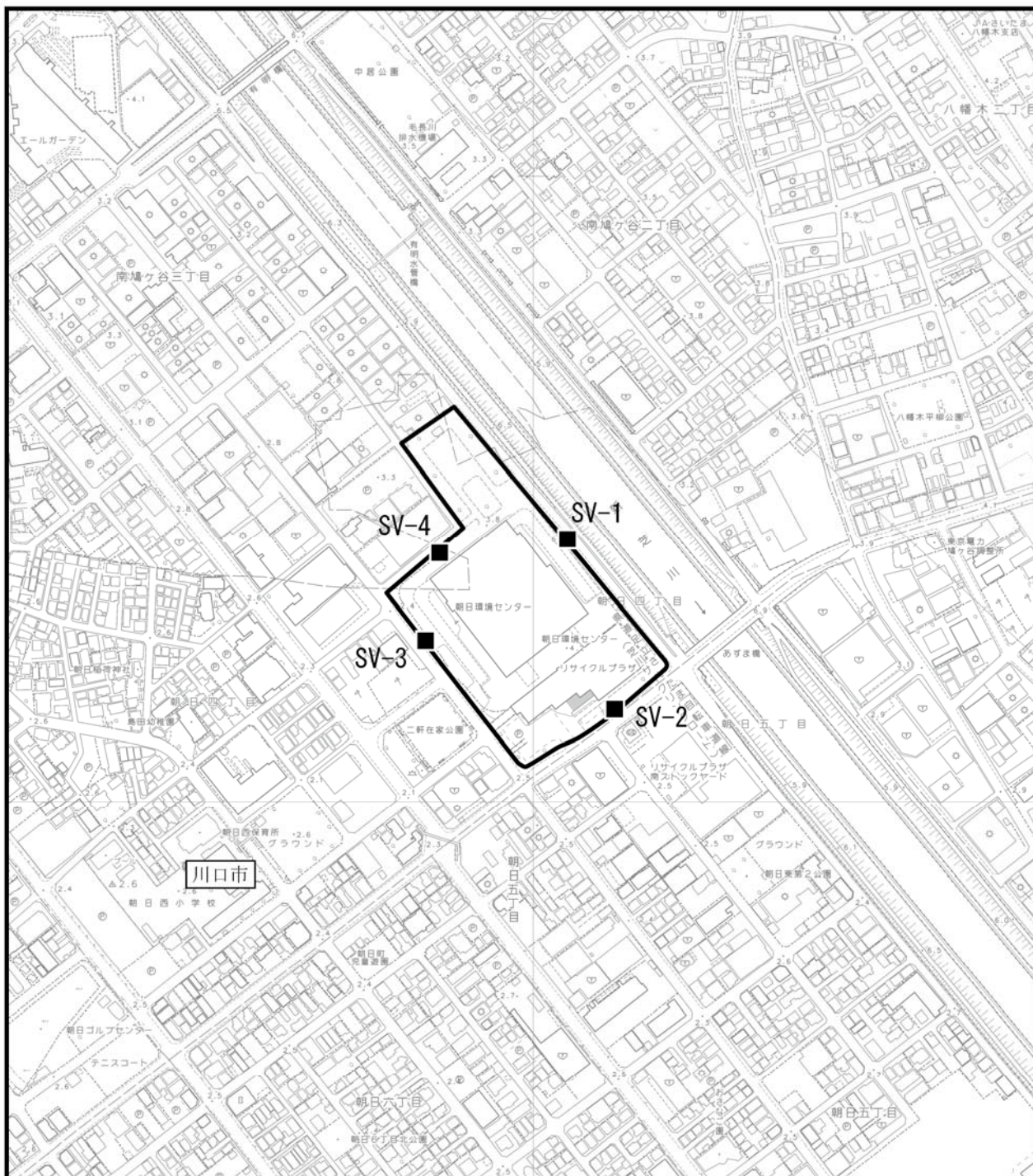
	調査項目	現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
騒音及び低周波音の状況	環境騒音	「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に定める測定方法	1.調査地域 事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県騒音調査結果
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）に定める方法	1.調査地域 事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日（水曜日以外）及びプラスチック製容器包装の収集日である水曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6時～22時	
	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年、環境庁）に定める方法	1.調査地域 事業の実施により低周波音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 環境騒音の敷地境界と同じ4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日の代表的な1日各1回 2.調査期間 24時間連続	

表 6.2-2(2) 調査方法

	調査項目		現地調査		既存資料
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	調査
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間ごとに一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通騒音と同じ地域とする。 2.調査地点 道路交通騒音と同じ4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日（水曜日以外）及びプラスチック製容器包装の収集日である水曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 6時～22時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集、整理による。
その他の事項	既存の発生源の状況				
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.2-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境騒音 低周波音	SV-1	対象事業実施区域の 北東側敷地境界	環境騒音 低周波音	対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、北東側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の 南東側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、南東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の 南西側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、南西側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の 北西側敷地境界		対象事業実施区域の環境騒音又は低周波音を代表する地点として、北西側敷地境界を選定する。
道路交通騒音 交通量	R-1	市道幹線第18号線沿道 (南平工業団地通り)	道路交通騒音 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	R-2	市道幹線第20号線沿道 (あずま橋通り)		
	R-3	市道幹線第94号線沿道 (あずま橋通り)		
	R-4	市道幹線第96号線沿道 (南平工業団地通り)		



凡 例

図 6.2-1(1) 環境騒音・振動、低周波音の現地調査地点図

: 対象事業実施区域

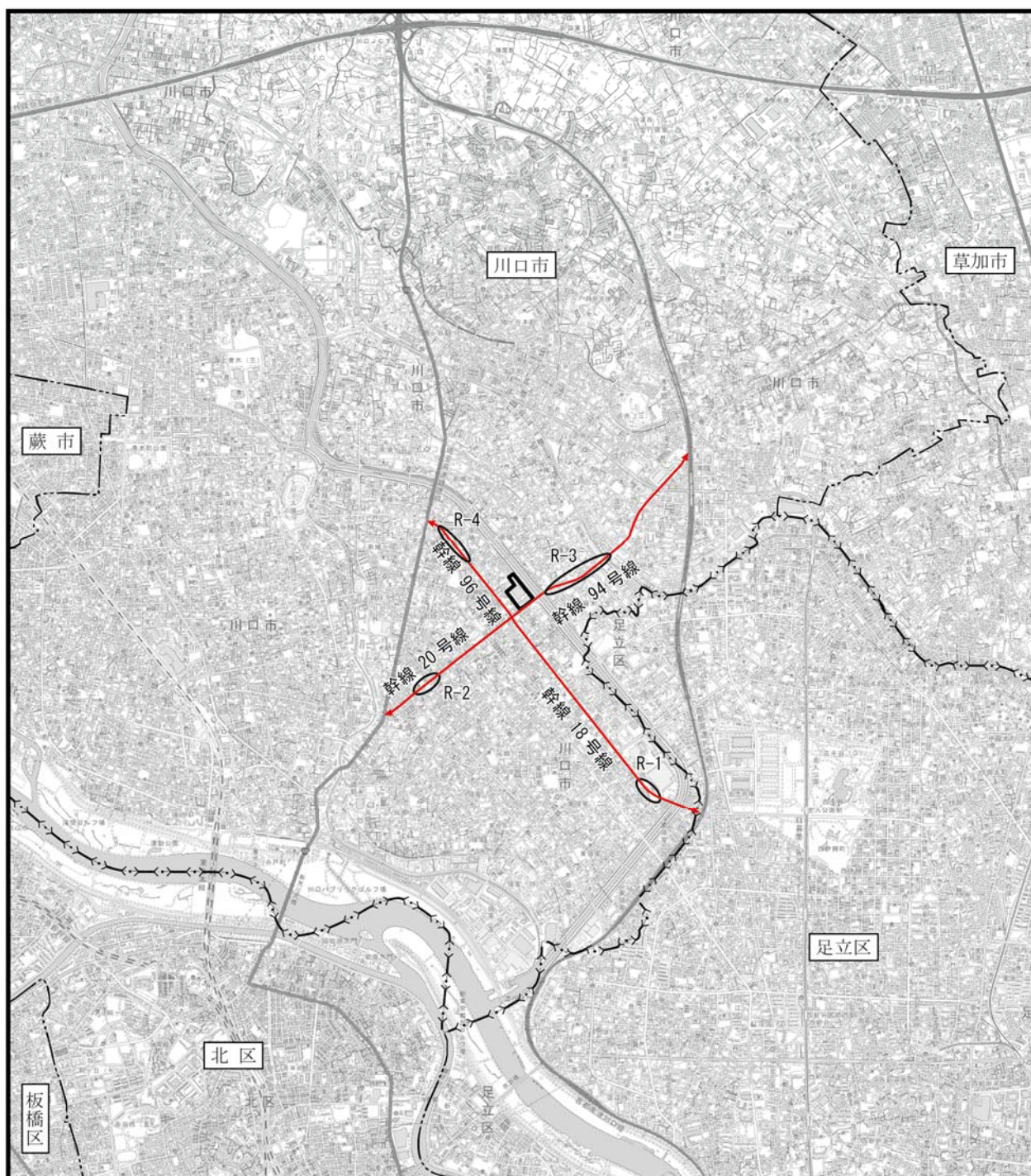
■ : 一般環境調査地点（騒音・振動・低周波音）



1:5,000

0 100 200m

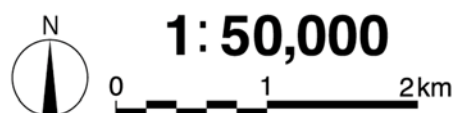
この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 道路交通騒音・振動、交通量調査地点
- : 資材運搬等の車両、
ごみ収集車両等の主な走行ルート

図 6.2-1(2) 道路交通騒音・振動の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

6.2.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.2-4 に示すとおりである。

表 6.2-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音レベル
存在・供用	施設の稼働	施設騒音レベル、低周波音圧レベル
	自動車等の走行	道路交通騒音レベル

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.2-5 に示すとおりである。

表 6.2-5(1) 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	建設作業騒音レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝ば理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点と同様とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期
		道路交通騒音レベル	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2023)を用いて定量的に予測する。なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期

表 6.2-5(2) 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	施設騒音レベル	新施設の施設計画から想定される騒音の発生源の位置・音源条件を設定し、音の伝ば理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期
		低周波音音圧レベル	現地調査結果により、既存施設の低周波音の発生状況を把握し、施設計画から想定される低周波音の発生源条件と既存施設又は類似施設の発生源条件を比較し、定性的に予測する。	2.予測地点 敷地境界及び環境騒音の現地調査地点と同様とする。	
	自動車等の走行	道路交通騒音レベル	新施設の供用後に想定されるごみ収集車両台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル(ASJ RTN Model2023)を用いて定量的に予測する。なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期

6.2.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.2-6 に示すとおりである。

表 6.2-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)に基づく環境基準 ・「騒音規制法」(昭和43年6月、法律第98号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月、環境庁大気保全局)に示された科学的知見

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.2-7 に示すとおりである。

表 6.2-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	・ 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 ・ 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・ 敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝ば防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	・ 資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・ 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないような計画的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存在・供用	施設の稼働	・ 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・ 設備機器は実行可能な範囲で、建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝ばの防止に努める。 ・ 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ・ 特に騒音の発生が想定される設備機器は、専用室に配置し、防音対策を講じる。 ・ 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・ 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	・ ごみ収集車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後5時までの運行計画とする。 ・ ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.3. 振動

6.3.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、供用後の施設の稼働及びごみ収集車両の走行に伴う振動の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1 調査内容

調査内容	
振動の状況	・環境振動、道路交通振動
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.3-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.3-3 及び前掲図 図 6.2-1 (P.6-17～6-18) に示すとおりとする。

表 6.3-2(1) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
振動の状況	環境振動	「振動レベル測定法」(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令第58号)に定める方法	1.調査地域 事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界4地点とし、環境騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日・休日 の代表的な1日 各1回 2.調査期間 24時間連続	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県振動調査結果
	道路交通振動		1.調査地域 事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 資材運搬等の車両及びごみ収集車両の主要な走行経路上の4地点とし、道路交通騒音と同じ地点とする。	1.調査時期及び回数 平日（水曜日以外）及び プラスチック製容器包装の収集日である水曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 7時～19時	
	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)	道路交通振動の調査地点と同様とする。	1.調査時期及び回数 道路交通振動の調査と同じ時期とする。 2.調査期間 任意の時間	—

表 6.3-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
道路交通の状況	交通量 走行速度	交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間ごとに一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法	1.調査地域 道路交通振動と同じ地域とする。 2.調査地点 道路交通振動と同じ4地点とする。	1.調査時期及び回数 平日(水曜日以外)及びプラスチック製容器包装の収集日である水曜日の代表的な1日各1回 2.調査期間 7時～19時	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・全国道路・街路交通情勢調査等
	道路構造	道路構造は、目視及びメジャーを用いる方法		1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況		現地踏査による方法	1.調査地域 環境騒音、道路交通騒音及び低周波音と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料を収集、整理する。
その他の事項	既存の発生源の状況				
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.3-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
環境振動	SV-1	対象事業実施区域の北東側敷地境界	環境振動	対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、北東側敷地境界を選定する。
	SV-2	対象事業実施区域の南東側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、南東側敷地境界を選定する。
	SV-3	対象事業実施区域の南西側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、南西側敷地境界を選定する。
	SV-4	対象事業実施区域の北西側敷地境界		対象事業実施区域の環境振動を代表する地点として、北西側敷地境界を選定する。
道路交通振動 交通量	R-1	市道幹線第18号線沿道 (南平工業団地通り)	道路交通振動 地盤卓越振動数 道路交通の状況	対象事業実施区域及びその周囲の主要な幹線道路であり、資材運搬等の車両、ごみ収集車両の主要な走行経路上になると想定される地点として選定する。
	R-2	市道幹線第20号線沿道 (あずま橋通り)		
	R-3	市道幹線第94号線沿道 (あずま橋通り)		
	R-4	市道幹線第96号線沿道 (南平工業団地通り)		

6.3.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.3-4 に示すとおりである。

表 6.3-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	建設作業振動レベル
	資材運搬等の車両の走行	道路交通振動レベル
存在・供用	施設の稼働	施設振動レベル
	自動車等の走行	道路交通振動レベル

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.3-5 に示すとおりである。

表 6.3-5(1) 予測方法等

		予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	建設作業振動レベル	工事計画から想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝ば理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点と同様とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期
	資材運搬等の車両の走行	道路交通振動レベル	工事計画から想定される資材運搬等の車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の建設工事及び既存施設の解体工事によるそれぞれの環境負荷が最大となる時期

表 6.3-5(2) 予測方法等

		予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	施設振動レベル	新施設の施設計画から想定される振動の発生源の位置・条件を設定し、振動の伝ば理論式を用いて定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点と同様とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期
	自動車等の走行	道路交通振動レベル	新施設の供用後に想定されるごみ収集車両台数と現地調査結果等から設定する交通条件等を基に、「道路環境影響評価の技術手法」の道路交通振動予測式を用いて定量的に予測する。なお、隣接する中間処理施設のごみ収集車両台数を考慮する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期

6.3.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.3-6 に示すとおりである。

表 6.3-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 ・「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.3-7 に示すとおりである。

表 6.3-7 環境の保全に関する配慮方針

工 事	建設機械の稼働	・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	・資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。
存 在 ・ 供 用	施設の稼働	・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝ばを防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	・ごみ収集車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後5時までの運行計画とする。 ・ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

6.4. 悪臭

6.4.1. 調査

(1) 調査内容

供用後の施設の稼働に伴う悪臭の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 調査内容

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数（臭気濃度）及び特定悪臭物質（22項目）の濃度等の状況
気象の状況	・風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.4-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.4-3 及び図 6.4-1 に示すとおりとする。

表 6.4-2(1) 調査方法

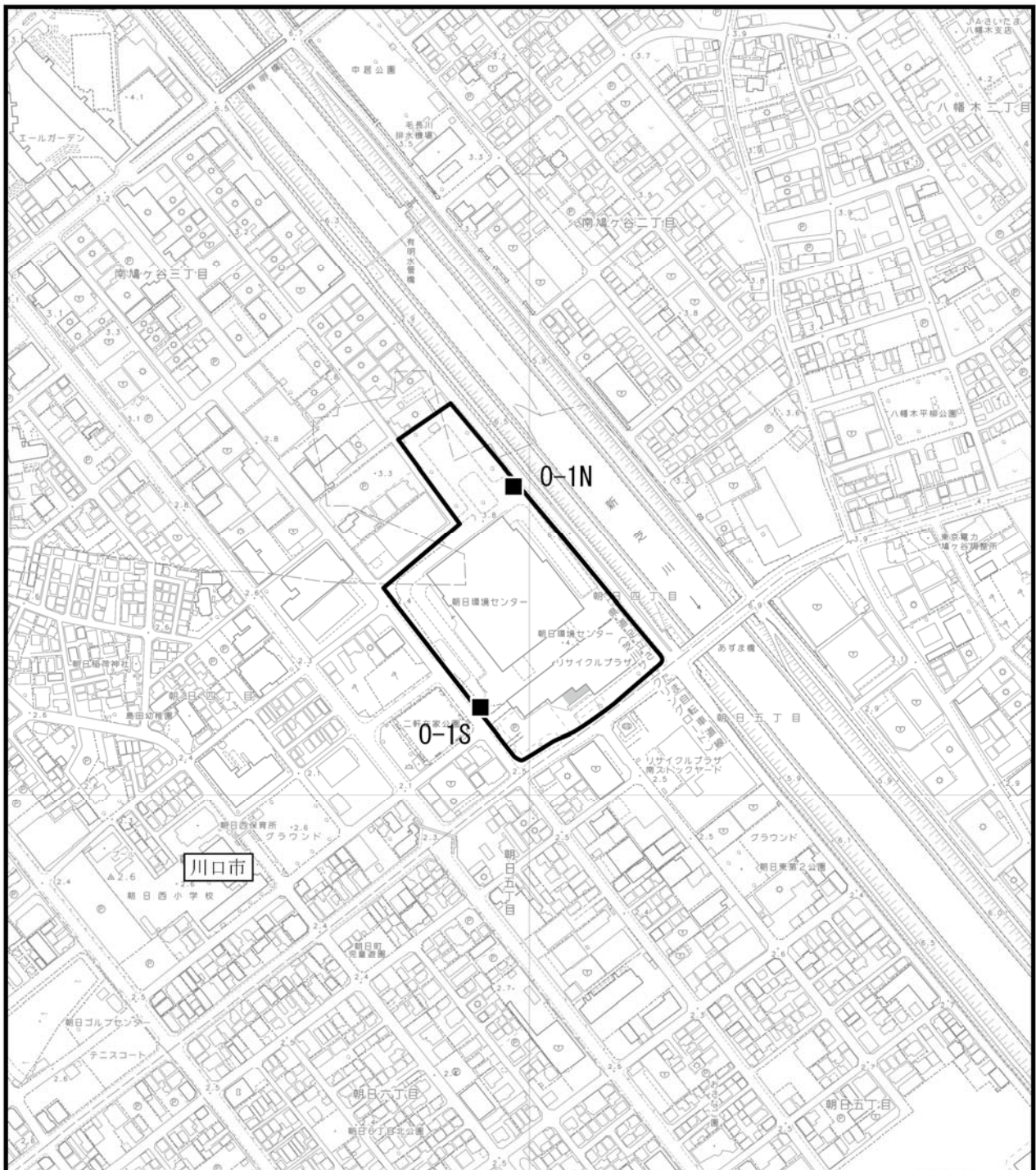
調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭の状況	特定悪臭物質22項目	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年、環境庁告示第9号）「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年、環境庁告示第63号）及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表14備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」（平成14年埼玉県告示第604号）に定める方法	1.調査地域 事業の実施により悪臭への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。	1.調査時期及び回数 気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回	—
	臭気指数（臭気濃度）		2.調査地点 対象事業実施区域の敷地境界2地点（風上・風下）及びその周囲の4地点とする。（環境大気の調査地点と同じとする）		

表 6.4-2(2) 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
気象の状況	地上気象 ・風向・風速 ・気温・湿度 ・日射量 ・放射収支量	前掲「6.1. 大気質」における地上気象の調査結果を利用する方法	1.調査地域 大気質の状況と同じ地域とする。 2.調査地点 対象事業実施区域近傍1地点とする。	1.調査時期及び回数 1年間の通年	下記観測所の既存測定結果の過去11年間分について収集、整理する。 ・越谷地域気象観測所（埼玉県民健康福祉村）
	大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 悪臭の状況と同じ地域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	
その他の事項	既存の発生源の状況				地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料を収集、整理する。
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況				

表 6.4-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
悪臭の状況	O-1N	対象事業実施区域の北側敷地境界（調査当日の風向に応じて調査地点を移動する）	特定悪臭物質 (22物質) 臭気指数	対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-1S	対象事業実施区域の南側敷地境界（調査当日の風向に応じて調査地点を移動する）		対象事業実施区域の現況の状況を代表する地点として、敷地境界上の地点を選定する。
	O-2	対象事業実施区域の北側住宅地（川口市：沼公園付近）	臭気指数	対象事業実施区域の北側の住宅地となる地点として選定する。
	O-3	対象事業実施区域の東側住宅地（東京都足立区：足立区立足立入谷小学校付近）		対象事業実施区域の東側の住宅地となる地点として選定する。
	O-4	対象事業実施区域の南側住宅地（川口市：領家中学校付近）		対象事業実施区域の南側の住宅地となる地点として選定する。
	O-5	対象事業実施区域の西側住宅地（川口市：朝日中央公園付近）		対象事業実施区域の西側の住宅地となる地点として選定する。



凡 例

: 対象事業実施区域

: 悪臭調査地点

図 6.4-1(1) 悪臭の現地調査地点図



1:5,000

0 100 200m

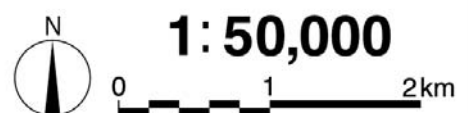
この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 悪臭調査地点

図 6.4-1(2) 悪臭の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

6.4.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.4-4 に示すとおりである。

表 6.4-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質、臭気指数

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.4-5 に示すとおりである。

表 6.4-5 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の稼働	特定悪臭物質 (施設から漏洩する臭気)	新施設の煙突から排出される排ガスの臭気については、大気拡散式(ブルーム・パフ式等)に基づく理論計算を用いた定量的な予測又は類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。	1.予測地域 調査地域と同様とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期
		臭気指数(煙突排ガスによる臭気及び施設から漏洩する臭気)	施設から漏洩する臭気については、類似事例の解析を基に定性的な予測を行う。	2.予測地点 現地調査地点とする。(臭気指数については、最大着地濃度地点も合わせて予測地点とする。)	

6.4.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.4-6 に示すとおりである。

表 6.4-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、条例第57号)に基づく敷地境界における規制基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.4-7 に示すとおりである。

表 6.4-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の稼働	・新施設において臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。 ・プラットフォーム出入口にはエアカーテンを装備する。 ・プラットフォーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットフォーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 ・「悪臭防止法」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。
-------	-------	---

6.5. 地下水

6.5.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の造成等の工事に伴う地下水の水質の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.5-1 に示すとおりである。

表 6.5-1 調査内容

調査内容	
地下水の濃度等の状況	・ 地下水の水質に係る有害項目（地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、ダイオキシン類）、その他（水素イオン濃度、電気伝導率、イオン組成項目）
水象の状況	・ 地下水の分布、水位、流向 ・ 新芝川の水位又は流量
その他の予測・評価に必要な事項	・ 降水量 ・ 既存の発生源の状況 ・ 水利用及び水域利用の状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.5-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.5-3 及び図 6.5-1 に示すとおりである。

表 6.5-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
地下水の濃度等の状況	環境基準項目 ダイオキシン類	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月環境庁告示第10号）に定められた方法 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年、環境庁告示第68号）に定められた方法	1.調査地域 事業の実施により地下水の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内の8地点（遮水壁による封じ込め措置の範囲内4地点、範囲外4地点）	1.調査時期及び回数 年間の地下水を代表する時期として4季	—
	その他（水素イオン濃度、電気伝導率、イオン組成項目※）	日本工業規格に定められた方法			
水象の状況	地下水の分布、水位、流向	自記水位計の記録による方法	1.調査地域 事業の実施により地下水の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内	1.調査時期及び回数 1年間の通年	—
	新芝川の水位又は流量	—			下記の既存測定結果等を収集、整理する。 ・国土交通省等が公表している最新資料
その他の事項	降水量 既存の発生源の状況 水利用及び水域利用の状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 2.調査地点 調査地域全域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 ・最寄りの地域気象観測所（越谷地域気象観測所）

注1) ※イオン組成項目とは、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、塩化物イオン、硫酸イオン、硝酸イオン、炭酸水素イオンの8項目を指す。

表 6.5-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
地下水の濃度等の状況、水象の状況	W-1	対象事業実施区域内 （遮水壁による封じ込め措置の範囲内）	環境基準項目 ダイオキシン類 一般項目 地下水の分布、水位、流向	対象事業実施区域のうち遮水壁による封じ込め措置の範囲内の地下水の状況を把握する地点として選定する。
	W-2			
	W-3			
	W-4			
	W-5	対象事業実施区域内 （遮水壁による封じ込め措置の範囲外）		対象事業実施区域のうち遮水壁による封じ込め措置の範囲外の地下水の状況を把握する地点として選定する。
	W-6			
	W-7			
	W-8			

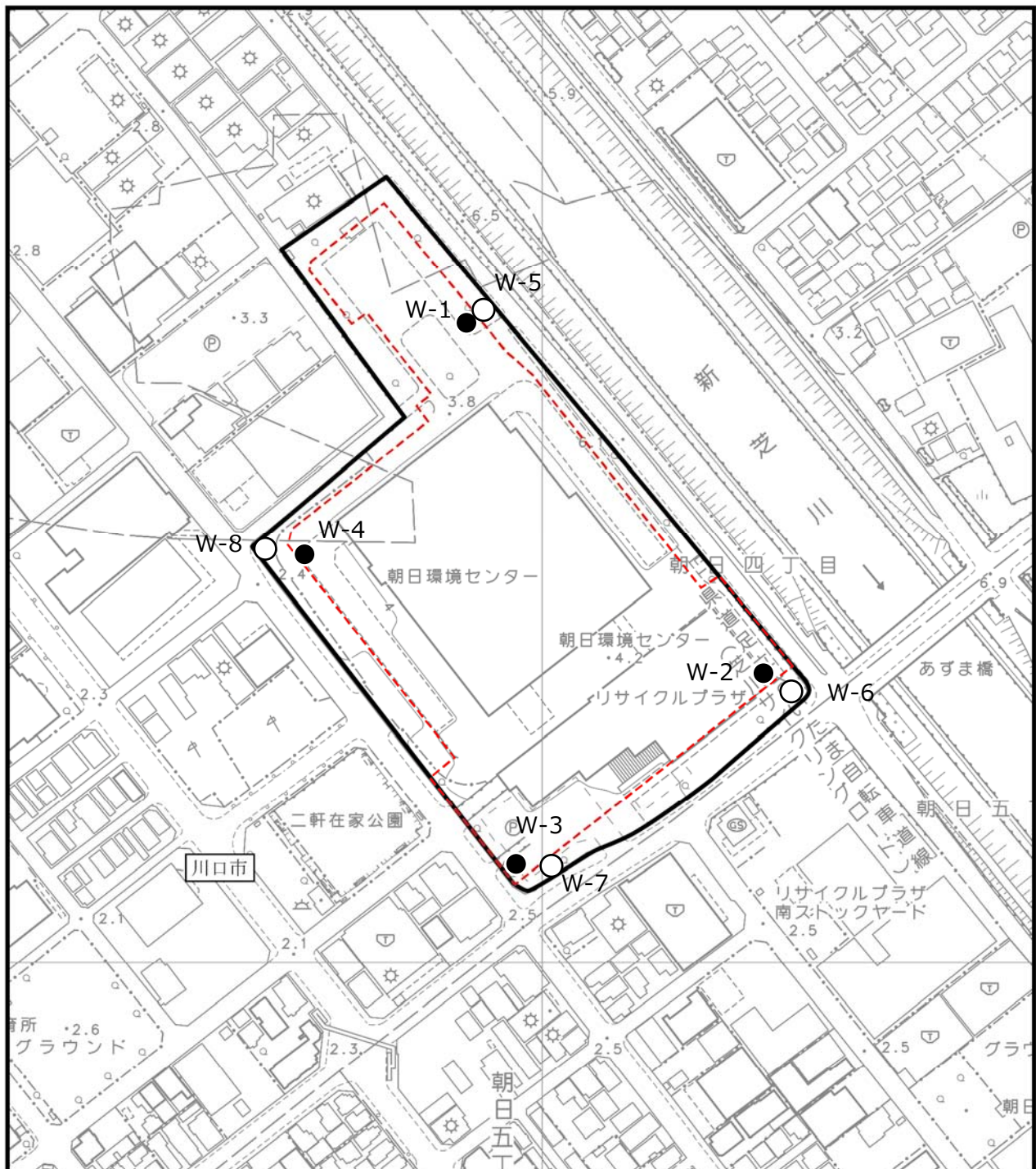


図 6.5-1 地下水の現地調査地点

凡 例

■ : 対象事業実施区域

--- : 遮水壁

● : 地下水調査地点（遮水壁による封じ込め措置の範囲内）

○ : 地下水調査地点（遮水壁による封じ込め措置の範囲外）



この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。

6.5.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.5-4 に示すとおりである。

表 6.5-4 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	地下水の水質（環境基準項目、ダイオキシン類）

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.5-5 に示すとおりである。

表 6.5-5 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	地下水の水質 （環境基準項目、ダイオキシン類）	工事計画及び地下水、土壌の現地調査結果、並びに環境保全措置に基づき、地下水の水質への影響を定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 対象事業実施区域内とする。	造成等の工事による土壌及び地下水の攪乱による地下水の水質への影響が最大となる時期

6.5.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.5-6 に示すとおりである。

表 6.5-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）、 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）に基づく環境基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.5-7 に示すとおりである。

表 6.5-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・現地調査の結果、対象事業実施区域において地下水の汚染が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。
----	--------	--

6.6. 土壌

6.6.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の造成等の工事に伴う土壌への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.6-1 に示すとおりである。

表 6.6-1 調査内容

調査内容	
土壌の状況	・現況における土壌に係る有害物質（土壌汚染対策法に基づく第一種特定有害物質 12 項目、第二種特定有害物質 9 項目及びダイオキシン類）の濃度等の状況 ※第三種特定有害物質については、地歴調査の結果、対象外となっている。
その他の予測・評価に必要な事項	・水象の状況(地下水の水位、流向、水質の状況) ・気象の状況(降水量) ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

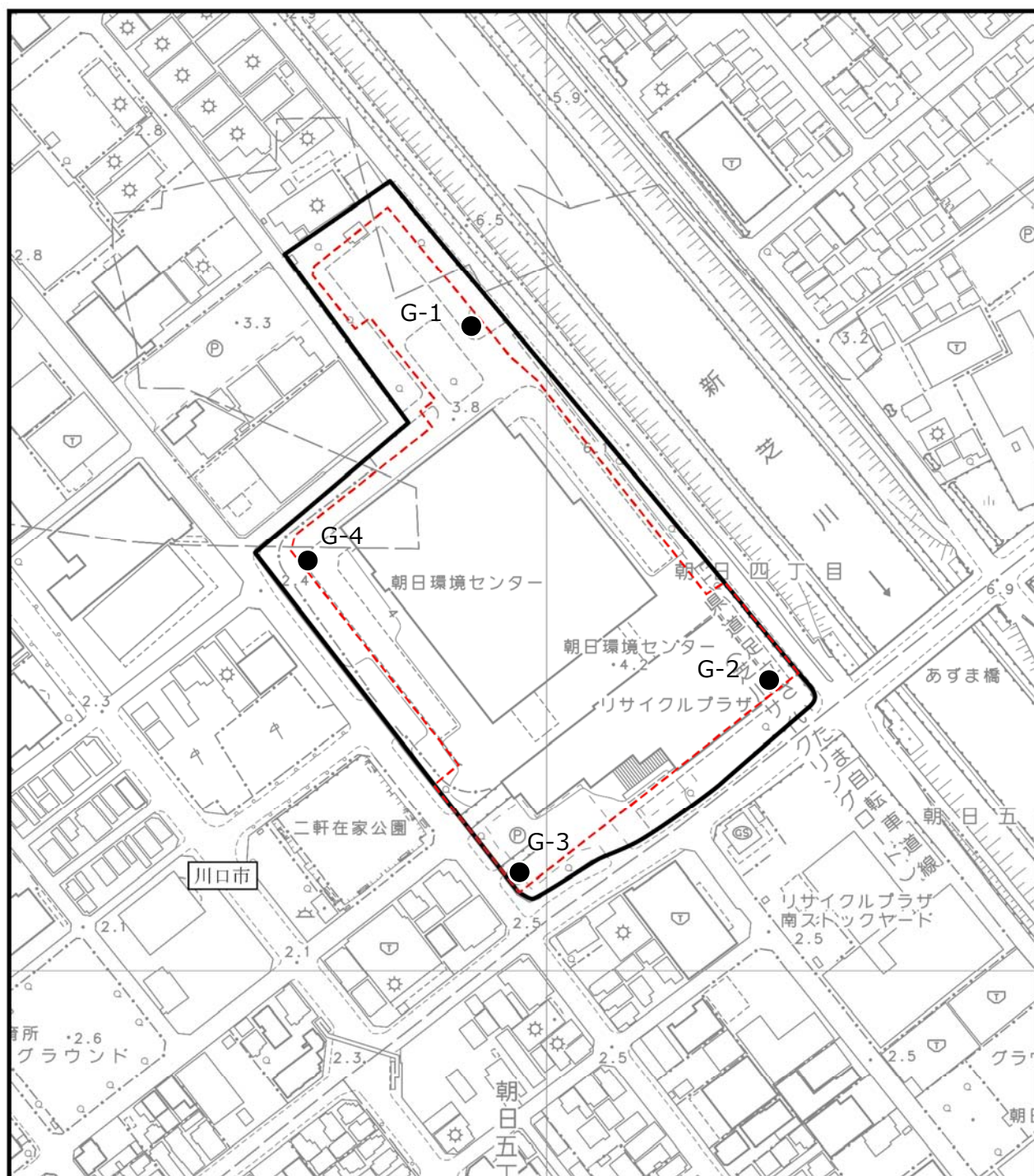
調査は、表 6.6-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.6-3 及び図 6.6-1 に示すとおりとする。

表 6.6-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
土 壌 の 状 況	第一種特定有害物質12項目 第二種特定有害物質9項目	「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（平成31年、環境省水・大気環境局土壌環境課）に準ずる方法	1.調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果を収集、整理する。 ・埼玉県の測定結果等
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年、環境庁告示第68号）に定められた方法	1.調査地域 事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内及びその周囲の4地点（一般環境大気質調査地点付近）		
そ の 他 の 事 項	水象の状況 気象の状況 土地利用の履歴 土地利用状況	現地踏査による方法	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周囲 2.調査地点 調査地域全域とする。	1.調査時期及び回数 任意の時期に1回	下記の既存測定結果等を収集、整理する。 ・最寄りの地域気象観測所（越谷地域気象観測所） ・地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料

表 6.6-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
土 壌 の 状 況	G-1	対象事業実施区域内 （遮水壁による封じ込め措 置の範囲内）	第一種特定有害物質12項 目、第二種特定有害物質9 項目、ダイオキシン類	対象事業実施区域の土壌汚染の 存在するおそれがある箇所の状 況を把握する地点として選定す る。
	G-2			
	G-3			
	G-4			
	G-5	対象事業実施区域の北側住 宅地（川口市：沼公園付 近）	ダイオキシン類	対象事業実施区域の北側の住宅 地となる地点として選定する。
	G-6	対象事業実施区域の東側住 宅地（東京都足立区：足立 区立足立入谷小学校付近）		対象事業実施区域の東側の住宅 地となる地点として選定する。
	G-7	対象事業実施区域の南側住 宅地（川口市：領家中学校 付近）		対象事業実施区域の南側の住宅 地となる地点として選定する。
	G-8	対象事業実施区域の西側住 宅地（川口市：朝日中央公 園付近）		対象事業実施区域の西側の住宅 地となる地点として選定する。



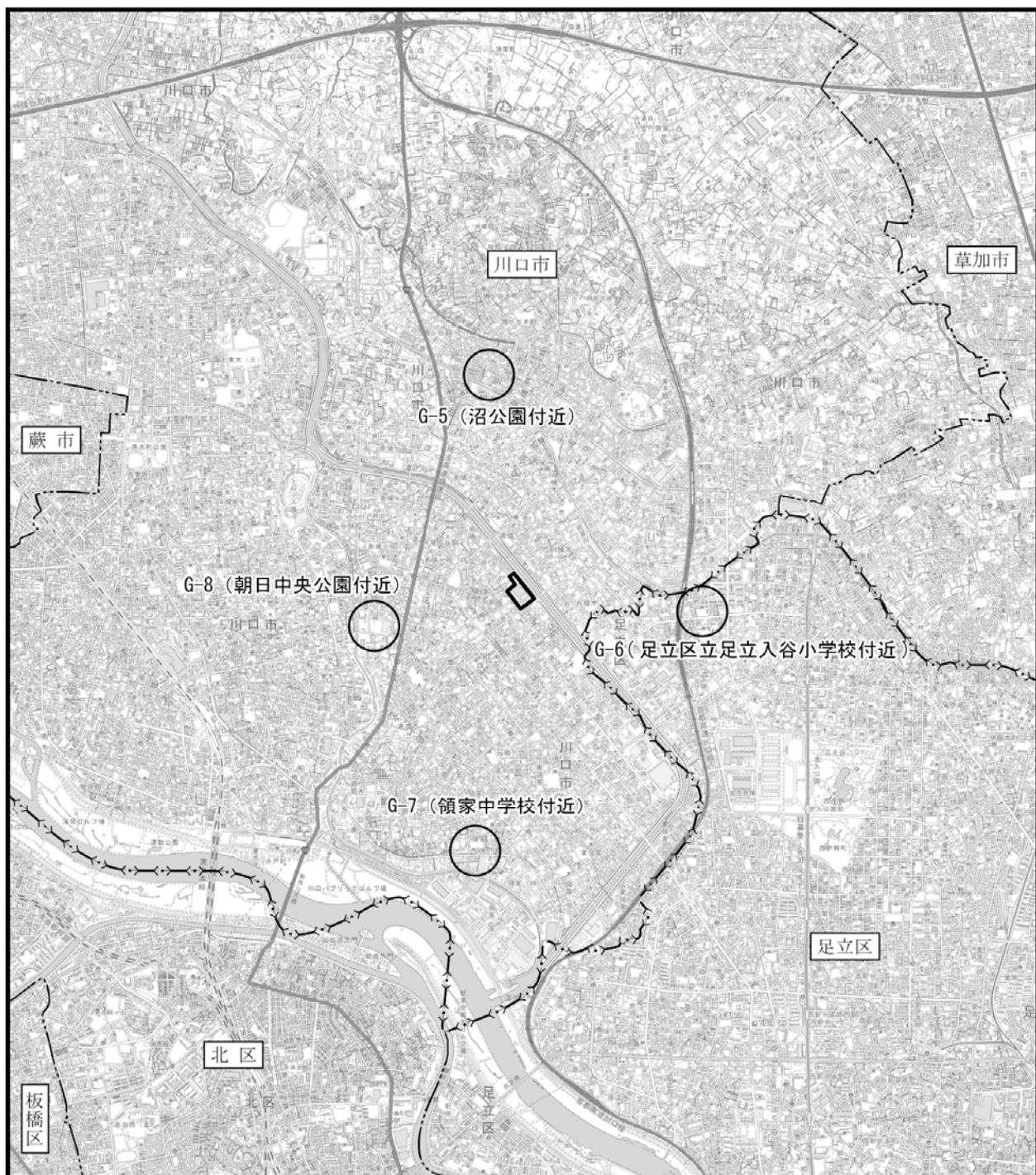
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 遮水壁
- : 土壌調査地点

図 6.6-1 (1) 土壌の現地調査地点図



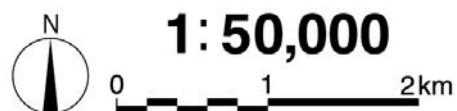
この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 土壌調査地点

図 6.6-1 (2) 土壌の現地調査地点図



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

6.6.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.6-4 に示すとおりである。

表 6.6-4 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	土壌の汚染に係る第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質 土壌中のダイオキシン類
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.6-5 に示すとおりである。

表 6.6-5 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	土壌の汚染に係る第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質	工事計画により、想定される造成等の状況を設定し、類似事例の解析又は既存知見を基に定性的な予測を行う。	1.予測地域 調査地域と同様とする。	造成等の工事による土壌への影響が最大となる時期
		土壌中のダイオキシン類		2.予測地点 対象事業実施区域内の調査地点と同様とする。	
存在・供用	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類	現地調査結果により、土壌の状況を把握する。 また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「6.1. 大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析又は既存知見を基に定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期

6.6.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.6-6 に示すとおりである。

表 6.6-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に基づく環境基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.6-7 に示すとおりである。

表 6.6-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・ 工事に際しては、必要に応じて散水を行い、土壌の飛散の防止に努める。 ・ 建設発生土について、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土壌の飛散の抑制に努める。 ・ 土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法等に基づく手続きを行い、拡散防止策を実施する。 ・ 本事業の実施に伴う掘削土を搬出する場合は、汚染物質について搬出先の受入基準との適合状況を調査し、調査結果に応じて適切な対応を図る。
存在・供用	施設の稼働	・ 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境影響保全条例」において規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。 ・ 排ガス処理設備を設置し、適正な運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。

6.7. 植物

6.7.1. 調査

(1) 調査内容

造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在に伴う植物への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-1 調査内容

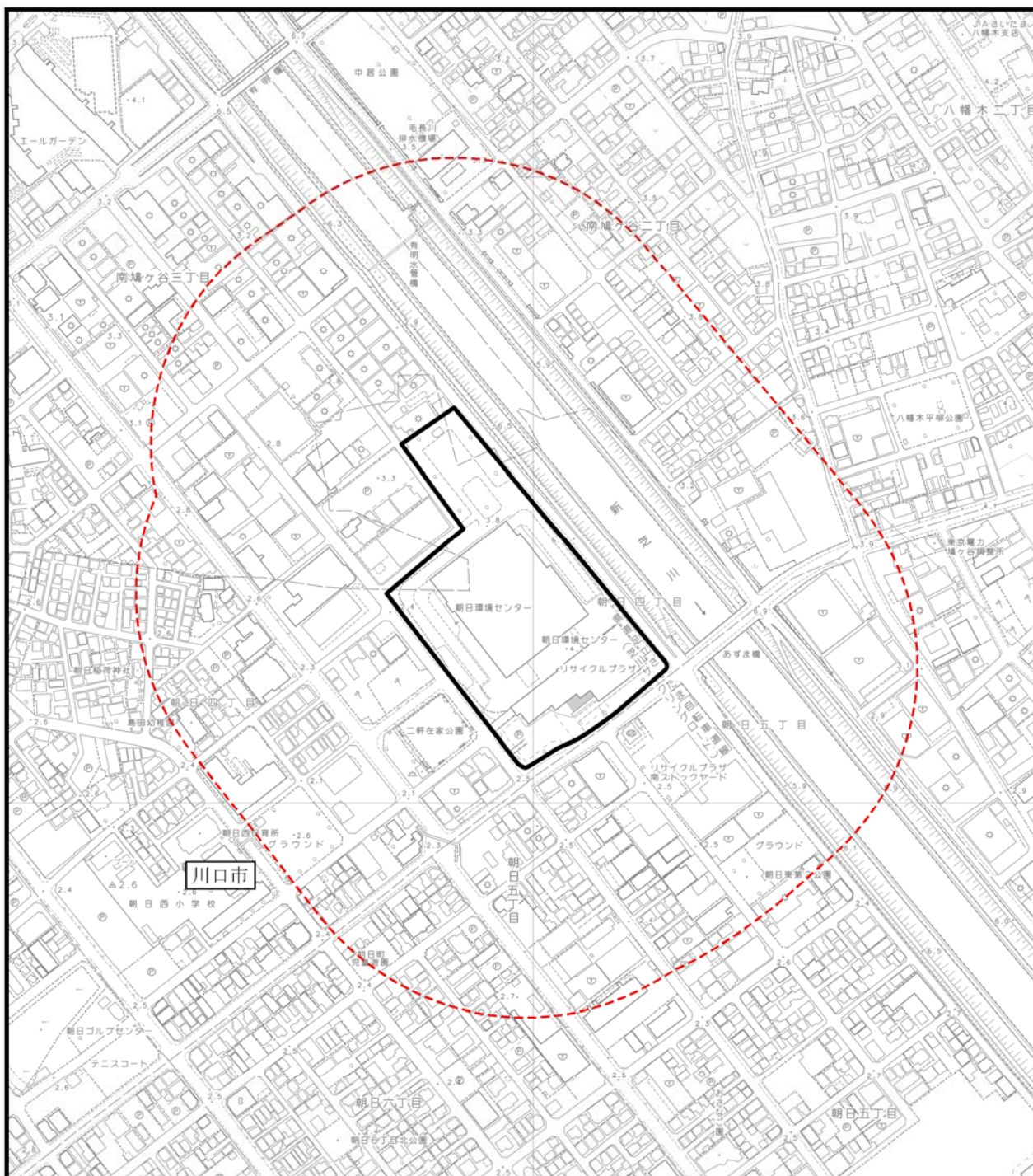
調査内容	
緑の量	・緑被率又は緑視率の把握

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.7-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また現地調査地域は図 6.7-1 に示すとおりとする。

表 6.7-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植生の 状況	植物群落	コドラート調査 主要な植物群落ごとに調査地点を設定し、ブ ラウン－ブランケ法の 全推定法による群落コ ドラート調査を行う。 また、現地踏査及び航 空写真判読による植生 分布の確認を行う。	1.調査地域 事業の実施により植物 への影響が及ぶおそれが あると想定される地域と し、対象事業実施区域及 びその周囲約200mの範 囲を基本とする。 2.調査地点 調査地域全域とする。	1. 調査時期及び 回数 夏季の1季	—
	緑被率 緑視率	緑被率は植生調査結果 及び空中写真判読等によ り、緑被の区分ごとの 分布を把握する。緑 視率は写真撮影を行 い、画面上の緑の割合 を計測する。		1. 調査時期及び 回数 任意の時期に 1回	



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 調査地域

図 6.7-1 植物の現地調査地域



1:5,000

0 100 200m

この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。

6.7.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.7-3 に示すとおりとする。

表 6.7-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	緑の量（緑被率及び緑視率）の変化の程度

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.7-4 に示すとおりである。

表 6.7-4 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の有無	緑の量（緑被率及び緑視率）の変化の程度	緑被率：事業計画に基づく緑地計画と、現地調査による植生図との重ね合わせにより、定量的に予測する。 緑視率：主要な眺望景観の予測結果（現況、将来）を参考に、フォトモンタージュ上の緑の割合を計測し、定量的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	緑の量への影響が最大となると考えられる時期

6.7.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.7-5 に示すとおりとする。

表 6.7-5 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は川口市が植物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する方針

環境保全に関する方針は、表 6.7-6 に示すとおりである。

表 6.7-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・緑地面積は、対象事業実施区域の20%以上を確保する。 ・対象事業実施区域内への植栽及び対象事業実施区域内の緑化等については、植物種の選定において可能な限り郷土種を採用した緑地環境を整備し、維持管理を実施する。
-------	-------	---

6.8. 景観

6.8.1. 調査

(1) 調査内容

供用後の施設の存在による眺望景観への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.8-1 に示すとおりである。

表 6.8-1 調査内容

調査内容	
主要な眺望景観の状況	・眺望の構成要素の状況 (遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率)
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

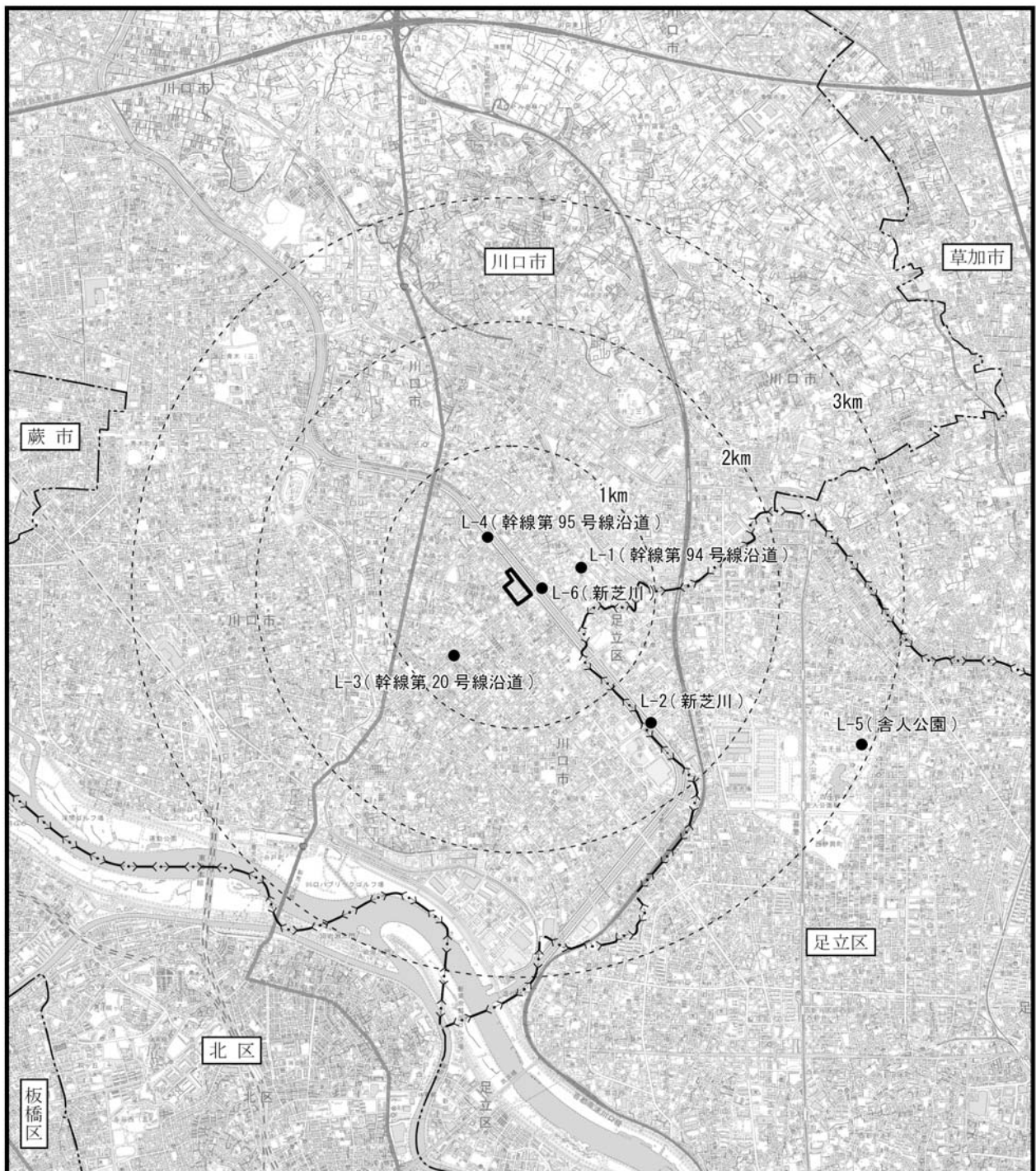
調査は、表 6.8-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.8-3 及び図 6.8-1 に示すとおりとする。

表 6.8-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
主要な眺望景観の状況	主要な眺望地点の状況	現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。 また、主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、印象、計画地の見え方等を整理する。	1.調査地域 事業の実施により景観への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域周辺の6地点とする。	季節変化を把握するため、2季(着葉期、落葉期)に各1回 注) L-5 (舎人公園)においては2季(着葉期、落葉期)に加えて、春季及び冬季に各1回	地形図、土地利用現況図、史跡文化財の分布状況、観光案内冊子等の資料の収集、整理を行う。
その他の事項	地域の景観特性	—	1.調査地域 主要な眺望景観の状況と同じ地域とする。	—	
	地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況	—	—	—	
	土地利用状況	—	—	—	

表 6.8-3 現地調査地点

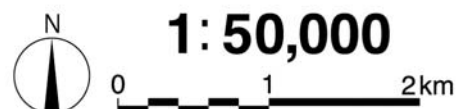
区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
景観	L-1	市道幹線第94号線沿道	眺望景観	対象事業実施区域をよく視認できる北東側の集落内の日常的な眺望点を選定する。
	L-2	新芝川		対象事業実施区域をよく視認できる南東側の主要な眺望点（非日常的な視点場）として選定する。
	L-3	市道幹線第20号線沿道（あずま橋通り）		対象事業実施区域をよく視認できる南西側の集落内の日常的な眺望点を選定する。
	L-4	市道幹線第95号線沿道（有明通り）		対象事業実施区域をよく視認できる北西側の主要な眺望点（非日常的な視点場）として選定する。
	L-5	舎人公園		対象事業実施区域をよく視認できる南東側の主要な眺望点（非日常な視点場）として選定する。
	L-6	新芝川		対象事業実施区域近傍の主要な眺望点（非日常的な視点場）として選定する。



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 都県界
- : 市界・区界
- : 眺望景観調査地点

図 6.8-1 景観の現地調査地点



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

6.8.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.8-4 に示すとおりである。

表 6.8-4 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	眺望景観

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.8-5 に示すとおりである。

表 6.8-5 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在	眺望景観	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同様とする。	新施設の完成後

6.8.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.8-6 に示すとおりである。

表 6.8-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は川口市が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.8-7 に示すとおりである。

表 6.8-7 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気の緩和を考慮する。 ・植樹の構成は、高木、中木、低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。 ・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。
-------	-------	--

6.9. 自然とのふれあいの場

6.9.1. 調査

(1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後のエネルギー回収型廃棄物処理施設の存在による自然とのふれあいの場への影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.9-1 に示すとおりである。

表 6.9-1 調査内容

調査内容	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	
自然とのふれあいの場の利用状況	
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・周辺の土地利用 ・周辺の交通網の状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.9-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。また、現地調査地点は、表 6.9-3 及び図 6.9-1 に示すとおりとする。

表 6.9-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等		現地踏査により確認し、記録・整理する。	1.調査地域 事業の実施により自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周囲とする。 2.調査地点 対象事業実施区域及びその周囲の1地点とする。	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・史跡文化財の分布状況 ・観光案内冊子等
自然とのふれあいの場の利用状況					
自然とのふれあいの場への交通手段の状況					
その他の事項	周辺の土地利用 周辺の交通網の状況	—	1.調査地域 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等と同じとする。	—	

表 6.9-3 現地調査地点

区分	No.	調査対象地等	調査項目	選定理由等
自然とのふれあいの場	N-1	新芝川	・自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 ・自然とのふれあいの場の利用状況 ・自然とのふれあいの場への交通手段の状況	対象事業実施区域北側に位置する自然とのふれあいの場として、選定する。



凡 例

図 6.9-1 自然とのふれあいの場の現地調査地点図

- : 対象事業実施区域
- : 自然とのふれあいの場（新芝川）



この地図は縮尺 1/2500 川口市地形図（令和 3 年度）を使用し、一部加工したものである。

6.9.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.9-4 に示すとおりである。

表 6.9-4 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度
	資材運搬等の車両の走行	
存在・供用	施設の存在、施設の稼働	

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.9-5 に示すとおりである。

表 6.9-5 予測方法等

予測項目		予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働	・自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同様とする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期
	資材運搬等の車両の走行			
存在・供用	施設の存在	自然とのふれあいの場の現況調査結果と、供用時の他の項目の予測結果、事業計画の内容を重ね合わせるにより、定性的に予測する。		自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期

6.9.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.9-6 に示すとおりである。

表 6.9-6 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は川口市が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.9-7 に示すとおりである。

表 6.9-7 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	・資材運搬等の車両は、原則として土曜日・日曜日・祝日は走行せず、早朝に資材等を搬入しなければならない場合を除き、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮した走行経路での運行に努めるよう指導する。
存在・供用	施設の存在 施設の稼働	・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定される規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで、適正な運転・管理を行う。 ・ごみ収集車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。

6.10. 日照障害

6.10.1. 調査

(1) 調査内容

供用後の施設の存在による日照障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.10-1 に示すとおりである。

表 6.10-1 調査内容

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.10-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.10-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
日影の状況		現地踏査による 方法	1.調査地域 冬至日において、日影への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。	冬至日又はその前後の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・地形図 ・土地利用現況図 ・日影規制図
その他の事項	日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況		2.調査地点 冬至日において、日影への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。		
	日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況				

6.10.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.10-3 に示すとおりである。

表 6.10-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の有無	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲の住宅及び農地への日影の影響の程度の変化

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.10-4 に示すとおりである。

表 6.10-4 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の有無	冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び周囲への日影の影響の程度の変化	時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。	1.予測地域 調査地域と同様とする。 2.予測地点 現地調査地点と同様とする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、新施設供用後の冬至日

6.10.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.10-5 に示すとおりである。

表 6.10-5 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・建築基準法(昭和25年5月、法律第201号) ・埼玉県建築基準法施行条例(昭和35年8月、条例第37号)

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.10-6 に示すとおりである。

表 6.10-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・建物の高さ等に配慮する。
-------	-------	---------------

6.11. 電波障害

6.11.1. 調査

(1) 調査内容

供用後の施設の存在による電波障害の影響を予測・評価するための調査内容は、表 6.11-1 に示すとおりである。

表 6.11-1 調査内容

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比(D/U)水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

(2) 調査方法、調査地域・地点、調査期間・頻度

調査は、表 6.11-2 に示すとおり、既存資料の収集及び現地調査により行う。

表 6.11-2 調査方法

調査項目		現地調査			既存資料 調査
		調査方法	調査地域・調査地点	調査期間等	
電波の発信状況		—	1.調査地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2.調査地点 電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	— 任意の時期に1回	下記の既存資料を収集、整理する。 ・全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧(日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編) ・地形図 ・土地利用現況図
電波の受信状況		電界強度測定車による路上調査			
その他の事項	電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況	現地踏査による方法			
	住宅等の分布状況				
	電波受信の方法				

注) 対象とする電波は、地上デジタル放送、衛星放送等(BS 及びCS)とする。

6.11.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.11-3 に示すとおりである。

表 6.11-3 予測内容

予測内容		
存在・供用	施設の存在	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.11-4 に示すとおりである。

表 6.11-4 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
存在・供用	施設の存在	電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。	1.予測地域 調査地域と同様とする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、新施設の供用後
				2.予測地点 現地調査地点と同様とする。	

6.11.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.11-5 に示すとおりである。

表 6.11-5 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建造物による受信障害調査要領」（平成17年3月、日本CATV技術協会）における受信画面の品質評価基準

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.11-6 に示すとおりである。

表 6.11-6 環境の保全に関する配慮方針

存在・供用	施設の存在	・ 建物の高さ等に配慮する。 ・ 地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV等への加入など適切な対策を実施する。
-------	-------	--

6.12. 廃棄物等

6.12.1. 調査

廃棄物等については、調査は実施しない。

6.12.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.12-1 に示すとおりである。

表 6.12-1 予測内容

予測内容		
工事	造成等の工事	・ 廃棄物等の種類及び種類ごとの排出量 ・ 廃棄物の排出抑制の状況 ・ 残土の発生量及び処理の状況
存在・供用	施設の稼働	・ 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量 ・ 廃棄物の排出抑制の状況

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.12-2 に示すとおりである。

表 6.12-2 予測方法等

予測項目			予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	造成等の工事	廃棄物等の種類及び種類ごとの排出量	工事計画に基づき定量的に予測する。	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。	工事期間中
		廃棄物の排出抑制の状況			
		残土の発生量及び処理の状況		2.予測地点	
存在・供用	施設の稼働	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量	既存施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を把握する。また、事業計画により、新施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を定量的に予測する。	予測地域全域とする。	新施設の稼働が定常状態となる時期
		廃棄物の排出抑制の状況			

6.12.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.12-3 に示すとおりである。

表 6.12-3 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	<工事に伴い発生する廃棄物> 以下に示す法律等に基づき、適正に処理され、また、埼玉県又は川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号) ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月、法律第104号) <施設の稼働に伴い発生する廃棄物> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月、法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県又は川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.12-4 に示すとおりである。

表 6.12-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	造成等の工事	・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。 ・建設残土については場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 ・本事業の実施に伴う掘削土を搬出するにあたって、汚染土壌やカーバイドくずが確認された場合には、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する。
存在・供用	施設の稼働	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

6.13. 温室効果ガス等

6.13.1. 調査

温室効果ガス等については、調査は実施しない。

6.13.2. 予測

(1) 予測内容

予測内容は、表 6.13-1 に示すとおりである。

表 6.13-1 予測内容

予測内容		
工事	建設機械の稼働	・温室効果ガスの種類ごとの排出量
	資材運搬等の車両の走行	・温室効果ガスの排出量削減の状況
存在・供用	施設の稼働	・温室効果ガスの種類ごとの排出量
	自動車の走行	・温室効果ガスの排出量削減の状況

(2) 予測方法、予測地域・地点、予測対象時期等

予測方法等は、表 6.13-2 に示すとおりである。

表 6.13-2 予測方法等

		予測項目	予測方法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの種類ごとの排出量	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。	1.予測地域 対象事業実施区域内とする。 2.予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中
		温室効果ガスの排出量削減の状況	温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。		
存在・供用	施設の稼働 自動車の走行	温室効果ガスの種類ごとの排出量	事業計画により、施設の稼働及び自動車等の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。		新施設の稼働が定常状態となる時期
		温室効果ガスの排出量削減の状況	事業計画により、施設の稼働及び自動車等の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。		

6.13.3. 評価

(1) 評価方法

評価の方法は、表 6.13-3 に示すとおりである。

表 6.13-3 評価方法

評価の方法	
回避・低減に係る評価	周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
基準又は目標との整合に係る評価	埼玉県又は川口市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する方針

環境の保全に関する方針は、表 6.13-4 に示すとおりである。

表 6.13-4 環境の保全に関する配慮方針

工事	建設機械の稼働	・ 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・ 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	・ 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 ・ 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・ 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。
存在・供用	施設の稼働	・ 環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」に記載される温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入を図るとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がける。 ・ 地球温暖化防止及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、再生可能エネルギーや温室効果ガス等削減技術導入の検討を実施する。また、長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。 ・ 断熱性の高い外壁材等の使用に努める。
	自動車等の走行	・ ごみ収集車両については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・ ごみ収集車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。